

ミチュコーフ・アルヒーフによる（11 月 3 日に大統領のもとの協議会で配布）

ロシア連邦憲法

[前文]

われわれ、ロシア連邦の多民族からなる人民は、
わが国において共通の運命によって結びつけられ、
人の自由、権利および尊厳ある生活ならびに市民的平和および合意を承認し、
歴史的に形成された国家的統一を保持し、
一般に承認された民族の同権と自決の原則に立ち、
祖国に対する愛と尊敬、善および正義への高い信頼をわれわれに伝えた祖先を偲び、
ロシアの主権的国家を復興し、そしてそれに揺るぎない民主的基礎を与え、
ロシアの安寧と繁栄の保障を求め、
現在および将来の世代に対するわが祖国への責任に基づき、
世界共同体の一員であることを自覚して、
この憲法を制定する。

第 1 編

第 1 章 憲法体制の原則

第 1 条

- ① ロシア連邦—ロシアは、共和制の統治形態をとる民主的な連邦制の法治国家である。
- ② ロシア連邦とロシアの名称は、同義である。

第 2 条

人、その権利および自由は、最高の価値である。人と市民の権利および自由の承認、遵守および擁護は、国家の義務である。

第 3 条

- ① ロシア連邦における主権の担い手および権力の唯一の源泉は、多民族からなる人民である。
- ② 人民は、直接に、または国家権力機関および地方自治機関をとおしてその権力を行使する。
- ③ 人民の権力の最高の直接的表現は、レフェレンдумおよび自由な選挙である。
- ④ 何人も、ロシア連邦における権力を横奪することはできない。権力の奪取または権力的権限の横奪は、連邦法律によってこれを追及する。

第 4 条

- ① ロシア連邦の主権は、その全領域におよぶ。
- ② ロシア連邦憲法および連邦法律は、ロシア連邦の全領域において最高性を有する。
- ③ ロシア連邦は、その領土の一体性および不可侵を保障する。

第 5 条

- ① ロシア連邦は、ロシア連邦の同権の構成主体である共和国、地方(クライ)、州、連邦的意義

を有する市、自治州、自治管区によってこれを構成する。

- ② 共和国（国家）は、その独自の憲法および法令を有する。地方（クライ）、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区は、その独自の憲章および法令を有する。
- ③ ロシア連邦の連邦構造は、その国家的統一（一体性）、国家権力システムの統一、ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の管轄事項および権限の区分、ロシア連邦を構成する諸民族の同権および自決に基礎をおく。
- ④ 連邦権力機関との関係において、ロシア連邦の構成主体は、同権である。

第 6 条

- ① ロシア連邦の国籍は、連邦法律にしたがってこれを取得し、または消失し、その取得の事由の如何にかかわらず单一かつ平等である。
- ② ロシア連邦の各市民は、その領域において、ロシア連邦憲法に定めるすべての権利および自由を有し、平等の義務を負う。
- ③ ロシア連邦の市民は、その国籍またはそれを変更する権利を奪われることはない。

第 7 条

- ① ロシア連邦は社会国家であり、その政策は、人の尊厳ある生存および自由な発達を保障する条件の整備をめざすものとする。
- ② ロシア連邦においては、人びとの労働と健康を保護し、保障された最低賃金の基準を定め、家族、母性、父子関係および子ども、障がい者および高齢者に対する国家的援助を保障し、社会的サービスのシステムを発展させ、国家的な年金、手当およびその他の社会的保護の保障を定める。

第 8 条

- ① ロシア連邦においては、経済圏の統一、商品、サービスおよび資金の自由な移動、競争の保護、法律の禁止していない経済活動の自由は、これを保障される。
- ② ロシア連邦においては、私有、国有、公有〔自治体有〕およびその他の所有形態は、これを承認し、平等に保護する。

第 9 条

- ① 土地およびその他の天然資源は、ロシア連邦において、当該地域に居住する諸民族の生活および活動の基礎としてこれを利用し、保護する。
- ② 土地およびその他の天然資源は、私有、国有、公有およびその他の所有形態の財産とすることができる。

第 10 条 (1 項のみだが、項番号がある。校正ミス?)

- ① ロシア連邦における国家権力は、立法権、執行権および裁判権への権力の分立に基づいてこれを行使する。立法権力、執行権力および裁判権力の機関は、それぞれに独立である。

第 11 条

- ① ロシア連邦における国家権力は、ロシア連邦大統領、連邦議会（連邦会議および国家会議）、ロシア連邦政府、ロシア連邦の裁判所（複）がこれを行使する。
- ② ロシア連邦の構成主体における国家権力は、ロシア連邦憲法にしたがってその設置する権力機関がこれを行使する。
- ③ ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の管轄事項およ

び権限の区分は、この憲法、管轄事項および権限の区分に関する連邦条約ならびにその他の条約によって、これを行う。

第 1 2 条

ロシア連邦においては、地方自治が承認され、保障される。地方自治〔体〕は、その権限の範囲内において、自立する（である）。地方自治機関は、国家権力機関のシステムにはこれを含めない。

第 1 3 条

- ① ロシア連邦においては、イデオロギーの多様性は、これを認める。
- ② いかなるイデオロギーも、これを国家的または義務的ものとしてこれを定めることはできない。
- ③ ロシア連邦において、政治的多様性、複数政党制は、これを認める。
- ④ 社会団体は、法律の前に平等である。
- ⑤ ロシア連邦の憲法体制の原則の暴力的変更およびロシア連邦の一体性の侵害、国家の安全の破壊、ロシア連邦の憲法および連邦法律に定めのない権力機関の創設、武装部隊の編成、社会的、民族的、人種的、宗教的な帰属を指標とする排除およびあらゆる携帯の差別の宣伝を含む、社会的、民族的および宗教的な憎悪の扇動を目的としまたはこれらの行為を行う社会団体の設立および活動は、これを認めない。

第 1 4 条

- ① ロシア連邦は、世俗的国家である。いかなる宗教も、国家的または義務的なものとしてこれを定めることはできない。
- ② 宗教団体は、国家から分離され、法律の前に平等である。

第 1 5 条

- ① ロシア連邦憲法は、最高の法的効力、直接の効力を有し、ロシア連邦の全領域においてこれを適用する。ロシア連邦において適用される法律およびその他の法的アクトは、ロシア連邦憲法に違反することはできない。
- ② 国家権力機関、地方自治機関、公務員、市民およびその団体は、ロシア連邦憲法および法律を遵守しなければならない。
- ③ 法律は、公的にこれを公布しなければならない。公的に公布されない法律はこれを適用しない。人と市民の権利、自由および義務に関わるすべての規範的な法的アクトは、それが一般に見られる形で公的に公布されない場合は、これを適用することはできない。
- ④ 一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約は、法システムの構成部分である。ロシア連邦の条約によって法律に定めのないその他の規定が定められる場合は、この条約の規定を適用するものとする。

第 1 6 条

- ① 憲法の本章の規定〔複〕は、ロシア連邦の憲法体制の揺るぎのない原則を構成する。
- ② この憲法のその他の規定は、ロシア連邦の憲法体制の原則に違反することができない。

第 2 章 人と市民の権利および自由

第 1 7 条

- ① ロシア連邦においては、国際法の一般に承認された原則および規範にしたがい、ならびにこ

の憲法にしたがい、人と市民の権利および自由を承認し、これを保障する。

- ② 人の基本的権利および自由は、奪われることなく、生まれながらにして各人に属する。
- ③ 人と市民の権利および自由の行使は、他人の権利および自由を侵害するものであってはならない。

第 1 8 条

人と市民の権利および自由は、直接的に効力を有する。これらの権利および自由は、法律の意味、内容および適用、立法権力および執行権力、地方自治（体）を拘束し、裁判によってこれを保障する。

第 1 9 条

- ① すべての人は、法律および裁判の前に平等である。
- ② 人と市民の権利および自由の平等は、性、人種、民族、言語、出生、財産上および職務上の地位、居住地、宗教に対する態度、信条、社会団体への帰属、ならびにその他の事情の如何に関わりなく、国家によって、これを保障される。
- ③ 男性と女性は、平等の権利および自由ならびにその実現のための平等の機会を有する。

第 2 0 条

- ① 各人は、生命（生存）に対する権利を有する。
- ② 死刑は、それが廃止されるまでの間、陪審員の参加する裁判所におけるその事件の審理を求める権利が被告人に付与される条件のもとに、生命に対する特別に重大な犯罪に科せられる刑罰の例外的措置として、連邦法律によってこれを定めることができる。

第 2 1 条

- ① 個人の尊厳は、国家がこれを保護する。いかなることであれ、それを軽んずる根拠とはできない。
- ② 何人も、拷問、暴力およびその他の残酷なもしくは人間的尊厳を傷つけるような処遇または刑罰を受けることはない。何人も、その自発的な同意なしに、医療、学術またはその他の実験の材料とされることはない。

第 2 2 条

- ① 各人は、人身の自由およびその不可侵の権利を有する。
- ② 勾留、拘禁および拘留施設への収容は、裁判所の決定によってのみ、これを許される。裁判所の決定がある前に、人は48時間を越えてその身柄を拘束されることはない。

第 2 3 条

- ① 各人は、プライバシー〔私的生活〕、個人および家族の秘密、自己の名誉および名声の擁護に対する権利を有する。
- ② 各人は、信書、電話、郵便、電信およびその他の通信の秘密に対する権利を有する。この権利の制限は、裁判所の決定による場合にのみ、これを許される。

第 2 4 条

- ① 本人の同意のない人のプライバシー〔私的生活〕に関する情報の収集、保持、利用および流布は、これを禁止する。
- ② 国家機関および地方自治機関、それらの公務員は、各人に對し、その権利および自由に直接にかかわる文書および資料を知る機會を保障しなければならない。ただし、法律に別段の

定めがある場合は、このかぎりではない。

第 2 5 条

- ① 各人は、自らの民族的帰属を自由に決定し、表明することができる。何人も、その民族的帰属の決定および表明を強制されることはない。
- ② 各人は、母語を使用する権利、交際、養育、教育および創作活動において使用する言語を自由に選択する権利を有する。

第 2 6 条

住居は、不可侵である。何人も、そこに居住する者の意思に反してその住居に立ち入ることはできない。ただし、連邦法律の定める場合、または裁判所の決定に基づく場合は、このかぎりでない。

第 2 7 条

- ① ロシア連邦の領域に合法的に在住する各人は、移動の自由、滞在地および居住地の選択を保障される。
- ② 各人は、ロシア連邦の国外に自由に出国することができる。ロシア連邦の市民は、ロシア連邦に妨害されることなく帰国する権利を有する。

第 2 8 条

各人は、個人としてもしくは他の人と共同で任意の宗教を信仰し、またはいかなる宗教も信仰せず、宗教的およびその他の信条を自由に選択し、これを信じ、広め、自己の 信条にしたがって行動する権利を含む、良心の自由、信仰の自由を保障される。

第 2 9 条

- ① 各人は、思想および言論の自由を保障される。
- ② 何人も、自己の意見および信条の表明またはその放棄を強制されることはない。
- ③ 各人は、任意の合法的な方法によって情報を検索し、取得し、伝達し、作成し、普及する自由を保障される。国家秘密とされる情報の完全なリストは、連邦法律によってこれを定める。
- ④ マスメディアの自由は、これを保障される。検閲は、これを禁止する。

第 3 0 条

- ① 各人は、自己の利益を擁護するために労働組合を組織する権利を含む団結の権利を有する。社会団体の活動の自由は、これを保障する。
- ② 何人も、いかなる団体であれ、それに加入し、またはその構成員であることを強制されることはない。
- ③ 団結の権利の制限は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める場合にのみ可能である。

第 3 1 条

ロシア連邦の市民は、平和的に、武器を携帯しないで集合し、集会、大衆集会および示威行為、街頭行進およびピケッティングを行う権利を有する。

第 3 2 条

- ① ロシア連邦の市民は、直接に、またはその代表をとおして、国家の事項の管理に参加する権利を有する。
- ② 18歳に達したロシア連邦の市民は、法律にしたがって国家権力機関および地方自治機関

を選挙し、これらの機関に選挙される権利を有する。

- ③ 裁判所によって行為無能力と認定され、または裁判所の判決によって自由剥奪施設に収容されている市民は、選挙権および被選挙権を有しない。
- ④ ロシア連邦の市民は、国家的勤務につく平等の機会を有する。

第 3 3 条

ロシア連邦の市民は、国家機関および地方自治機関に対し、個人で請願し、ならびに個人的および集団的な請願を行う権利を有する。

第 3 4 条

- ① 各人は、企業活動および法律によって禁止されていないその他の経済活動のために、自己の能力および財産を自由に使用する権利を有する。
- ② 独占および不正な競争を目的とする経済活動は、これを禁止する。国家は、あらゆる経済活動の業務のためにいかなる排他的または特権的な権利もこれを与えることはできない。

第 3 5 条

- ① 私的所有権は、法律によって保護される。
- ② 各人は、個人でまたは他の人と共同で財産を所有し、それを保有し、使用し、処分することができる。
- ③ 何人も、連邦法律に基づき、かつ裁判所の決定による場合のほかは、その財産を奪われることはない。国家的必要のための財産の強制収用は、事前の等価による補償がある場合にのみ、これを行うことができる。
- ④ 相続の権利は、これを保障する。

第 3 6 条

- ① 市民およびその団体は、法律にしたがって取得した土地を私的に所有することができる。
- ② 土地およびその他の天然資源の保有、使用および処分は、その所有者が自由にこれを行うことができる。ただし、環境に害を与え、当該の領域に居住する人の権利を侵害する場合は、このかぎりではない。
- ③ 土地の利用の条件および手続は、法律によってこれを定める。

第 3 7 条

- ① 労働は、自由である。各人は、自己の労働能力を自由に処分し、活動（仕事）および職業の種類を自由に選択する権利を有する。
- ② 強制労働は、これを禁止する。
- ③ 各人は、安全および衛生の要請（遵守事項）を満たす条件のもとで働き、いかなる差別もなく、法律の定める最低賃金水準を下回ることない労働報酬を受け取る権利および失業から保護される権利を有する。
- ④ ストライキの権利を含む法律に定める紛争解決手段を利用して個別的および集団的な労働争議を行う権利は、これを認める。
- ⑤ 各人は、休息の権利を有する。労働者は、労働契約にしたがって、法律の定める一継続労働時間、休祝日、有給年次休暇を保障される。

第 3 8 条

- ① 家族、母性および子どもは、国家の保護のもとにおかれる。

② 成人した労働能力のある子どもは、労働能力のない親の面倒をみなければならない。

第 3 9 条

- ① 各人は、老齢、疾病、障害により、および扶養者をなくした場合、子どもの養育および法律の定めるその他の場合、社会保障を保障される。
- ② 国家的年金および社会的な手当は、法律によってこれを定める。
- ③ 任意の社会保険、追加的な社会保障形態の創設および慈善事業は、これを奨励する。

第 4 0 条

- ① 各人は、住宅に対する権利を有する。何人も、恣意によりその住居を奪われることはない。
- ② 国家機関および地方自治機関は、住宅建設を奨励し、住宅に対する権利の実現のための条件を整備する。
- ③ 住宅を必要とする財産の少ない市民、法律の定めるその他の市民には、法律の定める基準にしたがって、国家、地方自治体およびその他の住宅フォンドにより無料または利用可能な料金で住宅を提供する。

第 4 1 条

- ① 各人は、健康保護および医療に対する権利を有する。国家および地方自治体の保健施設における医療は、対応するそれぞれの予算、保険料、その他の収入により、市民に対して無料でこれを提供する。
- ② ロシア連邦においては、住民の健康の保護および増進の連邦プログラムの財政措置がなされ、国家、地方自治体および私的な保健システムを発展させる措置がとられ、各人の健康の増進、体育およびスポーツの発展、生態学上および衛生・疫学上の安全に寄与する活動が奨励される。
- ③ 公務員が人びとの生命および健康に脅威を与える事実および状況を隠蔽した場合は、連邦法律にしたがってその責任が問われる。

第 4 2 条

各人は、快適な環境、その環境状況に関する信頼のにおける情報に対する権利、および環境法違反によりその健康または財産に被った損害の補償を求める権利を有する。

第 4 3 条

- ① 各人は、教育を受ける権利を有する。
- ② 誰でもが入学でき、かつ無償で行われる国家または地方自治体の〔国立および公立〕の教育施設および企業における就学前教育、中等普通教育および中等職業教育は、これを保障する。
- ③ 各人は、選抜により、国立または公立の教育施設および企業における高等教育を無償で受けることができる。
- ④ 初等普通教育は、義務である。親またはこれに代る者は、子どもが初等普通教育を受けることを保障する。
- ⑤ ロシア連邦は、連邦国家教育標準を定め、さまざまの形態の教育および学習（自習）を支援する。

第 4 4 条

- ① 各人には、文学的、芸術的、学術的、技術的およびその他の創作活動と教育の自由を保障

する。知的所有権は、法律によってこれを保護する。

- ② 各人は、文化生活に参加し、文化施設を利用し、文化的価値にアクセスする権利を有する。
- ③ 各人は、歴史的および文化的遺産の保全について配慮し、歴史および文化の記念物を大切にしなければならない。

第 4 5 条

- ① 人と市民の権利および自由の国家的保護は、ロシア連邦においてこれを保障する。
- ② 各人は、法律の禁止していないあらゆる手段によって自己の権利および自由を擁護することができる。

第 4 6 条

- ① 各人には、その権利および自由の裁判による保護が保障される。
- ② 国家機関、地方自治機関、社会団体および公務員〔役職者〕の決定および行為（または不作為）は、裁判所に対しその不服申立てを行うことができる。
- ③ 各人は、人の権利および自由の擁護について、その法的保護の国内的手段がすべて尽きたときに、ロシア連邦の条約にしたがって国際機関にこれを提訴することができる。

第 4 7 条

- ① 何人も、法律にしたがって当該事件の裁判を管轄する裁判所と裁判官により、自己の事件の審理を受ける権利を奪われることはない。
- ② 犯罪の実行にかかわる被疑者・被告人は、連邦法律が定める場合に、陪審員の参加する裁判における事件の審理を求める権利を有する。

第 4 8 条

- ① 各人には、有資格者による法律援助を受ける権利が保障される。法律の定める場合、法律援助は無料で行われる。
- ② 犯罪の実行のかどで逮捕され、勾留された各被疑者・被告人は、それぞれの逮捕、勾留または被疑事実の開示のときから弁護士（防禦人）の援助を受ける権利を有する。

第 4 9 条

- ① 犯罪の遂行にかかる各被疑者・被告人は、連邦法律に定める手続によりその有罪が立証され、裁判所の判決が確定するまでは、無罪と推定される。
- ② 被疑者・被告人は、自らその無罪を立証する義務を負わない。
- ③ 有罪であるかどうか疑わしきは、被疑者・被告人に有利に解釈される。

第 5 0 条

- ① 何人も、同一の違法行為について、重ねてその法律上の責任を追及されることはない。
- ② 裁判の実施に際し、連邦法律に反して取得した証拠の採用は、これを認めない。
- ③ 犯罪につき有罪判決を受けた各人は、連邦法律の定める手続により上級裁判所による判決の再審理を受ける権利、および特赦または減刑を願いでる権利を有する。

第 5 1 条

- ① 何人も、本人、その配偶者および連邦法律の定める範囲の近親者の利益に反して証言する義務を負わない。
- ② 証言する義務を免れるその他の場合は、連邦法律によってこれを定めることができる。

第 5 2 条

犯罪および権力濫用による被害者の権利は、法律によって保護される。国家は、この被害者に対し、裁判所への提訴および被った損害の補償を受ける機会を保障する。

第 5 3 条

各人は、国家機関またはその公務員の違法な行為（または不作為）に起因する損害に対し国家による補償を受ける権利を有する。

第 5 4 条

- ① 責任を定め、またはそれを加重する法律は、遡及効を有しない。
- ② 何人も、その実行時において違法行為とされない行為に対し責任を問われることはない。違法行為の実行の後にその行為に対する責任が廃止され、または軽減された場合は、新しい法律が適用される。

第 5 5 条

- ① ロシア連邦憲法における基本的権利および自由の列举は、その他的一般に承認された人と市民の権利および自由を否定し、または制限するためにこれを解釈してはならない。
- ② ロシア連邦においては、人と市民の権利および自由を否定し、または制限する法律は、これを公布することができない。
- ③ 人と市民の権利および自由は、憲法体制の原則、他人の品性、健康、権利および法的利益の保護、国防および国家の安全保障のために必要な程度においてのみ、連邦法律によってこれを制限することができる。

第 5 6 条

- ① 非常事態にある場合、市民の安全の保障と憲法体制の擁護のために、連邦の憲法法律にしたがって、その効力の範囲と期間を明示して、権利および自由の一定の制限を定めることができる。
- ② 非常事態は、ロシア連邦の全土およびその一部の地方において、連邦の憲法法律に定める事由がある場合にその定める手続にしたがって、これを導入することができる。
- ③ ロシア連邦憲法の第 20 条、第 21 条、第 23 条（第 1 項）、第 24 条、第 27 条、第 34 条（第 1 項）、第 40 条（第 1 項）、第 46 条ないし第 54 条に定める権利および自由は、これを制限することはできない。

第 5 7 条

各人は、合法的に定められた税金および手数料を納めなければならない。新しい税を導入し、または納税者の地位を悪化させる法律は、遡及効を有しない。

第 5 8 条

各人は、自然および環境を保護し、天然の富を大切に扱わなければならぬ。

第 5 9 条

- ① 祖国擁護は、ロシア連邦市民の責任であり、義務である。
- ② ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがって兵役に服する。
- ③ 市民は、その信条または信仰が兵役に服すること矛盾する場合、および連邦法律の定めるその他の場合に、選択可能な民政部門の職務にそれを代替させる権利を有する。

第 6 0 条

ロシア連邦の市民は、満 18 歳から成人とみなされ、独立してその権利および義務を完全

に行使することができる。例外は、法律によってこれを定める。

第 6 1 条

- ① ロシア連邦の市民は、ロシアの国外に追放され、または外国に引き渡されることはない。
- ② ロシア連邦は、国外において自国の市民に対し保護と庇護を保障する。

第 6 2 条

- ① ロシア連邦の市民は、連邦法律またはロシア連邦の条約にしたがって外国の国籍（二重国籍）を有することができる。
- ② ロシア連邦の市民は、外国の国籍の保持により、ロシア国籍に由来する権利および自由を制限され、義務を免れることはない。ただし、連邦法律またはロシア連邦の条約に別段の定めがある場合は、このかぎりではない。

第 6 3 条

外国の市民および無国籍者は、ロシア連邦において、ロシア連邦の市民と同等の権利を享受し、義務を負う。ただし、連邦法律または互恵原則によって締結されたロシア連邦の条約に別段の定めがある場合は、このかぎりでない。

第 6 4 条

- ① ロシア連邦は、外国の市民および無国籍者に対し、一般に承認された国際法の規範にしたがい、その政治的避難〔亡命〕を受け入れる。
- ② ロシア連邦において、政治的信条およびロシア連邦において犯罪とされていない行為により迫害された者を外国に引き渡すことは、これを禁止する。犯罪の実行につき嫌疑をかけられた者を引き渡し、および有罪判決を受けた者を服役のために外国に引き渡す場合は、連邦法律またはロシア連邦の条約に基づいてこれを行う。

第 3 章 連邦構造

第 6 5 条

ロシア連邦に含まれるのは、ロシア連邦の以下の構成主体である；

アディゲヤ共和国（アディゲヤ）、アルタイ共和国、バシコルトスタン共和国、ブリヤーティア共和国、ダゲスタン・ソビエト社会主义共和国=ダゲスタン共和国、イングーシ共和国、カバルダ・バルカル共和国、カルムイキア共和国=ハルムク・タングチ、カラチャイ・チェルケス共和国、カレリア共和国、コミ共和国、マリー・エル共和国、モルドヴィア・ソビエト社会主义共和国、サハ共和国（ヤクーティア）、北オセート・ソビエト社会主义共和国、タタールスタン共和国（タタールスタン）、トゥーヴァ共和国、ウドムルト共和国、ハカシア共和国、チェチニヤ共和国、チュヴァシ共和国=チャヴァシ共和国

アルタイ地方(ケイ)、クラスノダール地方、クラスノヤール地方、プリモーリエ地方、スタヴロポリ地方、ハバロフスク地方

アムール州、アルハンゲリスク州、アストラハン州、ベルゴロド州、ブリャンスク州、ヴラジーミル州、ヴォルゴグラード州、ヴォログダ州、ヴォロネジ州、イヴァノヴォ州、イルクーツク州、カリーニングラード州、カルガ州、カムチャツカ州、ケメロヴォ州、キロフ州、コストロマ州、クルガン州、クールスク州、レニングラード州、リペツク州、マガダン州、モスクワ州、ムルマンスク州、ニジニー・ノヴゴロド州、ノヴゴロド州、ノヴォシビルスク州、オムスク州、オレンブルグ州、オリョール州、ペンザ州、ペルミ州、プスクフ

州、ロストフ州、リヤザン州、サマーラ州、サラトフ州、サハリン州、スヴェルドロフスク州、スマレンスク州、タンボフ州、トウヴェーリ州、トムスク州、トゥーラ州、チュメニ州、ウリヤノフスク州、チェリャービンスク州、チタ州、ヤロスラーヴリ州

モスクワ、サンクト・ペテルブルグー連邦的意義をもつ都市

ユダヤ自治州

アгинスキ・ブリヤート自治管区、コミ・ペルミャーク自治管区、コリャーク自治管区、ネネツ自治管区、タイムイル（ドルガン・ネネツ）自治管区、ウスチ・オルディンスキ・ブリヤート自治管区、ハントゥイ・マンシー自治管区、チュコチ自治管区、エヴェンキ自治管区、ヤマロ・ネネツ自治管区。

第 6 6 条

- ① 共和国の地位は、ロシア連邦憲法および共和国憲法によって、これを定める。
- ② 地方（クライ）、州、連邦的意義を有する都市、自治州および自治管区の地位は、ロシア連邦憲法およびロシア連邦の当該の構成主体の立法（代表制）機関が制定する地方（クライ）、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の憲章によって、これを定める。
- ③ 自治州、自治管区の立法機関および執行機関の提案により、自治州、自治管区に関する連邦法律を制定することができる。
- ④ 新しい構成主体のロシア連邦への編入およびロシア連邦における新しい構成主体の形成、ロシア連邦の構成主体の憲法・法的地位の変更は、連邦の憲法法律によってこれを行う。
- ⑤ ロシア連邦の構成主体の地位は、その同意なしにこれを変更することはできない。

第 6 7 条

- ① ロシア連邦の領土は、その構成主体の領域、内水および領海、領空を含む。
- ② ロシア連邦は、連邦法律および国際法の規範の定める手続により、ロシア連邦の大陸棚および排他的経済水域において主権的権利を有し、その管轄権行使する。
- ③ ロシア連邦の構成主体の領域は、その同意なしにこれを変更することはできない。ロシア連邦の構成主体相互間の境界は、その相互の同意によってのみこれを変更することができる。

第 6 8 条

- ① ロシア連邦の国語は、その全土において、ロシア語である。
- ② 共和国は、その国語を定めることができる。この国語は、共和国の国家機関および施設において、ロシア連邦の国語とともにこれを使用する。
- ③ ロシア連邦は、そのすべての民族に対し、母語の維持、その研究および発展のための条件の整備に関する権利を保障する。

第 6 9 条

ロシア連邦は、一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約にしたがって、人口の少ない先住民族の権利を保障する。

第 7 0 条

- ① ロシア連邦の国旗、国章および国歌、その仕様、ならびにその公式の使用手続は、連邦の憲法法律によってこれを定める。
- ② ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。首都の地位は、連邦法律によってこれを定める。

第 7 1 条

ロシア連邦の管轄には、以下の事項が含まれる。

- 1) ロシア連邦憲法および連邦法律の制定および改正、それらの遵守に対する監督
- 2) ロシア連邦の連邦構造および領域
- 3) 人と市民の権利および自由の規制および擁護、ロシア連邦における国籍、民族的マイノリティの権利の規制および擁護
- 4) 立法権力、執行権力および裁判権力の連邦機関のシステム、その組織および活動の手続の制定、連邦国家機関の形成
- 5) 連邦国有財産およびその管理
- 6) ロシア連邦の国家的、経済的、生態学的、社会的、文化的および民族的な発展の領域における連邦政策の原則の制定および連邦計画の策定
- 7) 統一市場の法的原則の制定、金融、通貨、信用、関税の規制、通貨発行、価格政策の原則、連邦銀行を含む連邦の経済的業務
- 8) 連邦予算、連邦税および手数料、連邦地域発展ファンド
- 9) 連邦エネルギー・システム、原子力エネルギー（発電）、放射性物資、連邦の運輸、鉄道、情報および通信、宇宙開発事業
- 10) ロシア連邦の対外政策および国際関係、ロシア連邦の条約、戦争と平和の諸問題
- 11) ロシア連邦の対外経済関係
- 12) 国防および安全保障、防衛産業、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事物資の売買手続の決定、放射性物資、麻酔薬の生産およびそれらの使用手続
- 13) ロシア連邦の国境、領海、領空、排他的經濟水域および大陸棚の地位および防御
- 14) 裁判所構成、検察機関、刑事、刑事訴訟および行刑に関する立法、大赦および特赦、民事、民事訴訟および仲裁訴訟に関する立法、知的所有権の法的規制
- 15) 連邦抵触法
- 16) 気象観測、標準規格、度量衡、メートル法および標準時の計算、測地および地図の作成、公式統計および簿記
- 17) ロシア連邦の国家賞および名誉称号
- 18) 連邦の国家的職務

第 72 条

① ロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄には、以下の事項が含まれる。

- 1) 共和国の憲法および法律、地方（クライ）、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の憲章、法律およびその他の規範的な法的アクトのロシア連邦憲法および連邦法律との適合性の保障
- 2) 人と市民の権利および自由、民族的マイノリティの権利の擁護；適法性、法秩序、社会的安全の保障、国境区域の管理
- 3) 土地、地下資源、水資源およびその他の天然資源の保有、使用および処分の問題；当該地域において歴史的に形成された伝統的な天然資源の管理および利用の諸形態の保全および維持の必要性を考慮した連邦の天然資源の地位の相互の合意による決定
- 4) 国有財産の区分
- 5) 自然利用、環境保護および生態学的な安全の保障；特別自然保護地域；歴史および文化の

記念物の保護

- 6) 養育、教育、学術、文化、体育およびスポーツの全般的な諸問題
 - 7) 保健に関する諸問題の調整；家族、母性、父子関係および子どもの保護；社会保障を含む社会的保護
 - 8) 大規模事故、自然災害、伝染病との闘争に関する措置の実行、その結果（後遺症）の処理
 - 9) ロシア連邦における課税および手数料の一般原則の確定
 - 10) 行政、行政訴訟、労働、家族、住宅、土地、水資源、森林に関する立法；地下資源、環境保護に関する立法
 - 11) 裁判機関および法保護機関の職員、弁護士会、公証人役場
 - 12) 人口の少ないエスニック共同体（集団）の昔ながらの居住環境および伝統的生活様式の保護
 - 13) 地方自治の組織の一般原則の制定
 - 14) ロシア連邦の構成主体の国際関係および対外経済関係の調整、ロシア連邦の条約の履行
- ② ロシア連邦憲法第5条にしたがい、本条の規定は、共和国、地方（クライ）、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区において、同じように適用される。

第73条

ロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項に関するロシア連邦の権限の他は、ロシア連邦の構成主体が独立して国家権力のすべての権限行使する。

第74条

- ① ロシア連邦の領域において、商品、サービスおよび資金の自由な流通にとって障害となる関税壁、手数料、使用料およびその他のいかなる制限も、これを設定することは禁止される。
- ② 商品およびサービスの流通の制限は、安全保障、人びとの生命および健康の保護（維持）、自然および文化財の保護のために必要な場合に、連邦法律にしたがってこれを行うことができる。

第75条

- ① ロシア連邦における通貨単位は、ルーブリである。通貨の発行は、もっぱらロシア連邦中央銀行のみがこれを行う。ロシアにおいて、その他の通貨の導入および発行は、これ認めない。
- ② ロシア連邦における連邦予算に算入される税の体系、ならびに課税および手数料の一般原則は、連邦法律によってこれを定める。
- ③ 国債は、連邦法律の定める手続により発行し、任意の原則によりこれを募集する。

第76条

- ① ロシア連邦の管轄事項に関して、ロシア連邦の全土において直接効力を有する連邦の憲法法律および連邦法律が適用される。
- ② ロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項に関して、連邦法律ならびにそれにしたがって採択されるロシア連邦の構成主体の法律およびその他の規範的な法的アクトが公布

される。

- ③ ロシア連邦の管轄事項、ロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項のほかは、共和国、地方（クライ）、州、連邦的意義を有する都市、自治州および自治管区が、法律およびその他の規範的な法的アクトの制定を含む固有の法的規制を行う。
- ④ 連邦法律は、連邦の憲法法律に抵触することはできない。
- ⑤ ロシア連邦の構成主体の法律およびその他の規範的な法的アクトは、連邦法律に抵触することはできない。連邦法律とロシア連邦において公布されたその他のアクトの間に矛盾がある場合は、連邦法律が効力を有する。

第 7 7 条

- ① 共和国、地方（クライ）、州、連邦的意義を有する都市、自治州、自治管区の国家権力機関のシステムは、ロシア連邦の憲法体制の原則、ならびに連邦法律の定める代表制権力機関および執行権力機関のシステムの組織の一般原則にしたがって、ロシア連邦の構成主体が、独立してこれを定める。
- ② ロシア連邦の管轄事項およびロシア連邦とロシア連邦の構成主体の共同管轄事項に関するロシア連邦の権限の範囲内において、連邦の執行権力機関およびロシア連邦の構成主体の執行権力機関は、ロシア連邦における執行権力の統一したシステムを形成する。

第 7 8 条

- ① 連邦の執行権力機関は、その権限の行使のために、その地方機関を設置し、しかるべき公務員を任命することができる。
- ② 連邦の執行権力機関は、ロシア連邦の構成主体の執行権力機関との協定により、ロシア連邦憲法および連邦法律に違反しない場合、その権限の一部の行使を構成主体の執行機関に委譲することができる。
- ③ ロシア連邦の構成主体の執行権力の機関は、連邦の執行権力機関との協定により、その権限の一部の行使を連邦の執行権力機関に委譲することができる。
- ④ ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府は、ロシア連邦憲法にしたがい、ロシア連邦の全土における連邦国家権力の権限の行使を保障する。

第 7 9 条

ロシア連邦は、条約にしたがい、国家間の連合に参加し、その権限の一部をその連合に委譲することができる。ただし、人と市民の権利および自由を制限し、またはロシア連邦の憲法体制の原則に違反しない場合に限られる。

第 4 章 ロシア連邦大統領

第 8 0 条

- ① ロシア連邦大統領は、国家元首である。
- ② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法、人と市民の権利および自由の保証人である。ロシア連邦憲法の定める手続により、大統領は、ロシア連邦憲法の定める手続により、ロシア連邦の主権、その独立および国家的一体性の保全に関する措置を講じ、国家機関の調整のとれた活動および相互作用を保障する。
- ③ ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法および連邦法律にしたがって、国家の内外政策の基本方向を定める。

- ④ ロシア連邦大統領は、国家元首として、国内および国際関係においてロシア連邦を代表する。

第 8 1 条

- ① ロシア連邦大統領は、4年の任期で、ロシア連邦の市民が、普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票でこれを選舉する。
- ② ロシア連邦大統領に選出されうるのは、ロシア連邦に10年以上定住する35歳以上のロシア連邦市民である。
- ③ ロシア連邦大統領の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。
- ④ 同一人物が、連續して2期を越えてロシア連邦大統領の職につくことはできない。

第 8 2 条

- ① ロシア連邦大統領は、その就任にあたり人民に対して次の宣誓を行う。
- 「私は、ロシア連邦大統領の権限の行使にあたり、人と市民の権利および自由を尊重し、擁護し、ロシア連邦憲法を遵守し、かつこれを擁護し、国家の主権、安全および一体性を擁護し、誠実に人民に奉仕することを誓います。」
- ③ 宣誓は、連邦議会の議員、衆議院の議員およびロシア連邦憲法裁判所の裁判官の参加のもとに、厳粛に行うものとする。<＊②の間違いか？>

第 8 3 条

- ロシア連邦大統領は、
- 1) 国家会議の同意を得て、ロシア連邦政府の首班〔以下首相とする〕を任命し、
 - 2) ロシア連邦政府の総辞職について決定を行い、
 - 3) 国家会議にロシア連邦中央銀行の総裁の任命のための候補者を提案し；国家会議に対しロシア連邦中央銀行の総裁の解任問題を提起し、
 - 4) ロシア連邦首相の提案にしたがい、ロシア連邦政府の副首相、連邦大臣を任命し、解任し、
 - 5) 連邦会議にロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官の任命のための候補者、およびロシア連邦検事総長の候補者を提案し；その他の連邦裁判所の裁判官を任命し；連邦会議にロシア連邦検事総長の解任の提案を行い、
 - 6) その構成および機能について連邦法律が定めるロシア連邦安全保障会議の長を務める、
 - 7) ロシア連邦大統領府を組織し、その長を任命し、解任し、
 - 8) ロシア連邦大統領の全権代表を任命し、解任し、
 - 9) ロシア連邦軍の上級司令部の職を任命し、解任し、
 - 10) 連邦議会の両院の当該の常任委員会または特別委員会との協議の後、外国および国際機関におけるロシア連邦の外交代表を任命し、召喚する。

第 8 4 条

- ロシア連邦大統領は、
- 1) ロシア連邦憲法および連邦法律にしたがって、連邦議会の両院の選挙を公示し、
 - 2) ロシア連邦憲法の定める場合に、その手続により、国家会議を解散し、
 - 3) 連邦の憲法法律に定める手続によりレフェレンダムを公示し、
 - 4) 国家会議に法案を提案し、
 - 5) 国内情勢、国家の内外政策の基本方向に関する年次教書を連邦議会に提出し、

6) 連邦法律に署名し、これを公布する。

第 8 5 条

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間、およびロシア連邦の構成主体の国家権力機関相互の間の紛争の解決のために協議手続を利用することができます。協議による解決がえられない場合、大統領は、紛争の解決を然るべき裁判所の審理に付すことができる。
- ② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の構成主体の執行権力機関のアクトがロシア連邦憲法および連邦法律、ロシア連邦の国際的義務に違反し、または人と市民の権利および自由を侵害する場合、その効力を停止し、しかるべき裁判所に提訴することにより、その効力を停止することができる。

第 8 6 条

ロシア連邦大統領は、

- 1) ロシア連邦の対外政策を指導し、
- 2) ロシア連邦の条約の交渉を行い、これに署名し、
- 3) 批准書に署名し、
- 4) 大統領にあてた外交代表の信任状および召喚状を受理する。

第 8 7 条

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦軍の最高司令官である。
- ② ロシア連邦が侵略され、またはその直接的な危険がある場合、ロシア連邦大統領は、遅滞なくこれを連邦会議および国家会議に通知し、ロシア連邦の全土またはその一部の地域に戒厳令を宣告する。
- ③ 戒厳令の規制は、連邦の憲法法律によってこれを定める。

第 8 8 条

ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法および連邦の憲法法律に定める事由がある場合、その手続により、遅滞なくこれを連邦会議および国家会議に通知し、非常事態を導入する。

第 8 9 条

ロシア連邦大統領は、

- 1) ロシア連邦の国籍および政治避難〔亡命〕の受入れの問題を解決し、
- 2) ロシア連邦国家賞を授与し、ロシア連邦名誉称号、軍の上級階級および上級特別称号を授与し、
- 3) 特赦を行う。

第 9 0 条

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法および連邦法律が与える権限の行使のために、大統領令および命令を公布する。
- ② ロシア連邦大統領の大統領令および命令は、ロシア連邦の全領域において義務的である。
- ③ ロシア連邦大統領の大統領令および命令は、ロシア連邦憲法および連邦法律に抵触することはできない。

第 9 1 条

ロシア連邦大統領は、不逮捕特権を有する。

第92条

- ① ロシア連邦大統領の権限は、その就任の宣誓を行った時から始まり、任期満了にともない、新しく選挙されたロシア連邦大統領が就任の宣誓を行った時に停止する。
- ② ロシア連邦大統領の権限は、本人の辞任、その権限を遂行しえない健康状態にある場合または解任された場合に、任期満了以前にこれを停止する。この場合、ロシア連邦大統領の選挙は、任期満了以前の権限が停止されたときから2カ月以内にこれを行わなければならない。
- ③ ロシア連邦大統領がその職務を遂行する状態にないすべての場合、その職務はロシア連邦首相が臨時にこれを執行する。執行されるロシア連邦大統領の職務は、国家会議の解散、レフェレンダムの公示、ならびにロシア連邦憲法の規定の改正および再検討の提案を行う権利を有しない。

第93条

- ① ロシア連邦大統領は、国家会議が国家転覆またはその他の重大犯罪のかどで大統領の弾劾を提起し、ロシア連邦大統領の行為における犯罪事実（兆候）の存在がロシア連邦最高裁判所の決定によって確認された場合にのみ、連邦会議がこれを解任することができる。
- ② 国家会議による大統領の弾劾決議および連邦会議による大統領の解任決定は、国家会議議員の3分の1以上の発議により、両院のそれぞれにおける3分の2の投票によって採択されなければならない。
- ③ ロシア連邦大統領の解任に関する連邦会議の決定は、国家会議による大統領弾劾決議の後3カ月以内に採択されなければならない。この期間に連邦会議の決定が採択されない場合は、大統領の弾劾は否決されたものとみなされる。

第5章 連邦議会

第94条

ロシア連邦議会 [Федеральное Собрание] — 議会 [парламент] は、ロシア連邦の代表制機関にして立法機関である。

第95条

- ① 連邦議会は、連邦会議および国家会議の2院からなる。
- ② 連邦会議には、ロシア連邦の各構成主体から2人の代が選出される。
- ③ 国家会議は、450人の代議員によってこれを構成する。

第96条

- ① 連邦会議および国家会議は、4年の任期でこれを選挙する。
- ② 連邦会議代議員および国家会議代議員の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

第97条

- ① 連邦会議代議員、国家会議代議員に選挙されうるのは、満21歳に達し、選挙に参加する権利を有するロシア連邦の市民である。
- ② 同一人物が、同時に、連邦会議代議員および国家会議代議員となることはできない。連邦会議代議員、国家会議代議員は、その他の代表制の国家権力機関および地方自治機関の代議員となることはできない。
- ③ 連邦会議代議員および国家会議代議員は、専門的に常時活動に従事するものとする。連邦

会議代議員、国家会議代議員は、国家的職務に就くことはできず、教育、学術およびその他の創作活動を除き、他の有給の活動に従事することはできない。

第 9 8 条

- ① 連邦会議代議員および国家会議代議員は、その任期の全期間にわたり、代議員の不逮捕特権を有する。代議員は、現行犯逮捕の場合を除き、逮捕され、勾留され、拘置されることはない。代議員は、他人の安全を保障するために連邦法律が定める場合を除き、身体検査を受けることはない。
- ② 代議員の不逮捕特権の剥奪に関する問題は、ロシア連邦検事総長の提起により、連邦議会の当該の院がこれを解決する。

第 9 9 条

- ① 連邦議会は、常時活動する機関である。
- ② 連邦会議および国家会議は、選挙の 30 日後に最初の会議を招集する。ロシア連邦大統領は、これ以前に連邦議会の両院の会議を招集することができる。
- ③ 両院の最初の会議は、最年長の議員がこれを開会する。
- ④ 以前の期のそれぞれの院の権限は、新しい期の連邦会議または国家会議がその活動を開始した時に消失する。

第 1 0 0 条

- ① 連邦会議および国家会議は、それぞれに会議を行う。
- ② 連邦会議および国家会議の会議は、公開でこれを行う。各院の議事規則に定める場合、各院は秘密会を開催することができる。
- ③ 両院は、ロシア連邦大統領の教書、ロシア連邦憲法裁判所の教書、外国の指導者の演説を聴くために、合同会議を招集することができる。

第 1 0 1 条

- ① 連邦会議は、その構成員のなかから連邦会議議長および副議長を選出する。国家会議は、その構成員のなかから国家会議議長および副議長を選出する。
- ② 連邦会議議長および国家会議議長は、会議の議長を務め、両院の院内秩序を統轄する。
- ③ 連邦会議および国家会議は、常任委員会および特別委員会を組織し、その管轄する問題について議会監督を行い、聴聞および調査を行う。
- ④ 連邦会議および国家会議は、それぞれに議事規則を定め、その活動の院内秩序の問題について解決する。
- ⑤ 連邦予算の執行の監督を行うために、連邦会議および国家会議は、会計検査院を組織し、その構成および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 1 0 2 条

- ① 連邦会議の管轄には、次の事項が含まれる。
 - 1) ロシア連邦の構成主体の間の境界の変更の承認
 - 2) 戒厳令布告に関するロシア連邦大統領令の承認
 - 3) 非常事態の導入に関するロシア連邦大統領令の承認
 - 4) ロシア連邦の国外におけるロシア連邦軍の使用の可能性に関する問題の解決
 - 5) ロシア連邦大統領の選挙の公示

- 6) ロシア連邦大統領の解任
 - 7) ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官の任命
 - 8) ロシア連邦検事総長の任命および解任
 - 9) 会計検査院の副院長および検査官の半数の任命および解任
- ② 連邦会議は、ロシア連邦憲法によりその管轄事項とされる問題に関する決定を採択する。
- ③ 連邦会議の決定は、連邦会議の代議員総数の投票の過半数（多数）によって採択される。
ただし、ロシア連邦憲法がその他の決定採択の手続を定める場合は、このかぎりではない。

第103条

- ① 国家会議の管轄には、次の事項が含まれる。
 - 1) ロシア連邦首相の任命に関してロシア連邦大統領に同意を与えること
 - 2) ロシア連邦政府の信任に関する問題の解決
 - 3) ロシア連邦中央銀行総裁の任命および解任
 - 4) 会計検査院の院長および検査官の半数の任命および解任
 - 5) 人権問題全権〔人権オングズマン〕の任命および解任
 - 6) 大赦の布告
 - 7) ロシア連邦大統領の解任のための弾劾の提起
- ② 国家会議は、ロシア連邦憲法によりその管轄事項とされる問題に関する決定を採択する。
- ③ 国家会議の決定は、国家会議の代議員総数の投票の過半数（多数）によって採択される。
ただし、ロシア連邦憲法がその他の決定採択の手続を定める場合は、このかぎりではない。

第104条

- ① 立法発議権は、連邦会議、連邦会議の代議員、国家会議の代議員、ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法（代表制）機関に属する。ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所もまた、その管轄する事項について立法発議権を有する。
- ② 法案は、国家会議に上程される。
- ③ 税の導入または廃止、税の支払の免除、国債の発行、国家の財政的義務の変更に関する法案、および連邦予算を財源とする歳出を定めるその他の法案は、ロシア連邦政府の判断（決定）がある場合にのみ、これを〔国家会議に〕上程することができる。

第105条

- ① 連邦法律は、国家会議がこれを採択する。
- ② 連邦法律は、選挙された国家会議代議員の総数の投票の多数決によってこれを採択する。
ただし、ロシア連邦憲法に別段の定めがある場合は、このかぎりでない。
- ③ 国家会議によって採択された連邦法律は、5日以内にこれを連邦会議の審議に付す。
- ④ 連邦法律は、選挙された連邦会議代議員の総数の過半数の賛成がある場合、または14日以内に連邦会議による審議が行われない場合、連邦会議によって承認されたものとみなされる。連邦会議が連邦法律を否決した場合は、両院は、生じた不一致を克服するために協議委員会を設置することができ、その後に連邦法律は国家会議の再審議に付される。
- ⑤ 連邦会議の決定に国家会議が同意しない場合は、この法律に対する再投票において国家会

議代議員の総数の3分の2以上が賛成したときに、これを採択されたものとする。

第106条

次の問題に関して国家会議が採択した連邦法律は、かならず連邦会議において審議されなければならない。

- 1) 連邦予算
- 2) 連邦税および手数料
- 3) 財政、通貨、信用、関税の規制、通貨発行
- 4) ロシア連邦の条約の批准および破棄
- 5) ロシア連邦の国境の地位および保護
- 6) 戦争および平和

第107条

- ① 採択された連邦法律は、5日以内にロシア連邦大統領にその署名および公布のためにこれを送致する。
- ② ロシア連邦大統領は、14日以内に法律に署名し、これを公布する。
- ③ 大統領が、連邦法律を受理してから14日以内にこれを拒否した場合は、国家会議および連邦会議は、ロシア連邦憲法の定める手続により、改めてこの法律を審議する。再審議において、連邦法律が以前に採択されたテキストのまま各院のそれぞれの代議員総数の投票の3分の2以上の多数によって承認された場合は、この連邦法律は7日以内にロシア連邦大統領によって署名され、これを公布するものとする。

第108条

- ① 連邦の憲法法律は、ロシア連邦憲法に定める問題についてこれを制定するものとする。
- ② 連邦の憲法法律は、それが連邦会議の代議員総数の投票の4分の3以上の多数、および国家会議の代議員総数の投票の3分の2以上の多数によって承認された場合に、これを採択されたものとする。採択された連邦の憲法法律は、14日以内にロシア連邦大統領が署名し、これを公布する。

第109条

- ① 国家会議は、ロシア連邦憲法の第111条および第116条に定める場合に、ロシア連邦大統領によってこれを解散することができる。
- ② 国家会議が解散された場合、ロシア連邦大統領は、解散のときから90日以内に新しく選挙された国家会議が招集されるよう、選挙の日時を公示する。
- ③ 国家会議は、その選挙の日から1年以内は、ロシア連邦憲法第116条に定める事由によってこれを解散することはできない。
- ④ 国家会議がロシア連邦大統領の弾劾を提起してから連邦会議がこのことについての決定を採択するまでは、国家会議はこれを解散することができない。
- ⑤ 国家会議は、ロシア連邦の全土に戒厳令または非常事態が導入されている間、およびロシア連邦大統領の任期満了前の6カ月間は、これを解散することができない。

第6章 ロシア連邦政府

第110条

- ① ロシア連邦の執行権力は、ロシア連邦政府がこれを行使する。
- ② ロシア連邦政府は、ロシア連邦首相、ロシア連邦副首相および連邦大臣によってこれを構成する。

第 1 1 1 条

- ① ロシア連邦首相は、国家会議の同意を得て、ロシア連邦大統領がこれを任命する。ロシア連邦首相の候補者に関する提案は、新しい期の国家会議の最初の会議、新しく選挙されたロシア連邦大統領の就任またはロシア連邦政府の総辞職から 2 週間以内にこれを行うものとする。
- ② ロシア連邦大統領によって提案されたロシア連邦首相の候補者を国家会議が拒否した場合、大統領は、新たな候補者について国家会議の同意を求める。
- ③ 国家会議が候補者を重ねて拒否した場合は、大統領は、最初の提案がなされた日から 1 ヶ月以内に、3 人目のロシア連邦首相の候補者を国家会議の審議に付すものとする。
- ④ この場合にあって国家会議が同意を与えることを拒否したときは、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦首相を任命し、国家会議を解散し、新しい選挙を公示する。

第 1 1 2 条

- ① ロシア連邦首相は、任命の後 1 週間以内にロシア連邦大統領に対し、連邦執行権力機関の機構に関する提案を行う。
- ② ロシア連邦首相は、ロシア連邦大統領に対し、ロシア連邦副首相および連邦大臣の候補者を提案する。

第 1 1 3 条

ロシア連邦首相は、ロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦大統領令にしたがって、ロシア連邦政府の活動の基本方向を定め、その活動を組織する。

第 1 1 4 条

- ① ロシア連邦政府は、
 - 1) 連邦予算〔案〕を編成し、これを国家会議に提案し、その執行を保障し；国家会議に連邦予算の執行に関する報告〔決算報告〕を行い、
 - 2) ロシア連邦における統一的な財政、信用および通貨政策の遂行を保障し、
 - 3) ロシア連邦において文化、学術、教育、保健、社会保障、エコロジーの分野における統一的な国家政策の遂行を保障し、
 - 4) 連邦財産の管理を行い、
 - 5) 国の防衛、国家的安全保障、ロシア連邦の対外政策の実現の保障に関する措置を講じ、
 - 6) 適法性、市民の権利および自由の保障、財産および社会秩序の保護、犯罪対策（犯罪との闘争）に関する施策を講じ、
 - 7) ロシア連邦憲法、連邦法律、ロシア連邦大統領令によって政府に与えられたその他の権限行使する。
- ② ロシア連邦政府の活動の手続は、連邦の憲法法律によってこれを定める。

第 1 1 5 条

- ① ロシア連邦憲法、連邦法律、ロシア連邦大統領令に基づき、およびこれらの執行に際して、ロシア連邦政府は、決定および処分を公布し、これらの執行を保障する。

- ② ロシア連邦政府の決定および処分は、ロシア連邦においてその執行を義務づけられる。
- ③ ロシア連邦政府の決定および処分は、それがロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦大統領令に抵触する場合、ロシア連邦大統領によってこれを取り消すことができる。

第 1 1 6 条

- ① ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職または、任意のロシア連邦政府の構成員（閣僚）の辞任に関する決定を行うことができる。することができる。
- ② ロシア連邦政府は、総辞職することができ、ロシア連邦大統領はこれを受理し、または拒否することができる。
- ③ 国家会議は、ロシア連邦政府の不信任を表明することができる。ロシア連邦政府の不信任に関する決定は、国家会議の代議員総数の投票の多数によって、これを採択する。
- ④ 国家会議がロシア連邦政府の不信任を表明した後、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の総辞職を公示し、または国家会議の決定に同意しないことができる。国家会議が3ヵ月以内にふたたびロシア連邦政府の不信任を表明した場合は、ロシア連邦大統領は、政府の総辞職を公示し、または国家会議を解散する。不信任の表明は、最初の不信任決議の結果、ロシア連邦大統領がロシア連邦政府の構成員の半数未満を交代させた場合は、2度目の表明が認められる。
- ⑤ ロシア連邦首相は、国家会議に対してロシア連邦政府の信任の問題を提案することができる。国家会議が信任を拒否した場合、大統領は7日以内に、ロシア連邦政府の総辞職に関する決定を行い、または国家会議の解散および新しい選挙の公示に関する決定を行う。
- ⑥ ロシア連邦政府は、新しく選出されたロシア連邦大統領に対してその権限を返納する。
- ⑦ ロシア連邦政府は、総辞職または権限の返納の場合、ロシア連邦大統領の委任により、新しいロシア連邦政府が形成されるまでその活動を継続するものとする。

第 1 1 7 条

ロシア連邦政府が総辞職した場合、ロシア連邦大統領は、2週間以内に新しいロシア連邦首相の候補者を国家会議に提案し、ロシア連邦憲法の定める手続により政府を構成する。

第 7 章 裁判権力

第 1 1 8 条

- ① ロシア連邦における裁判は、裁判所のみがこれを行う。
- ② 裁判権力は、憲法裁判、民事裁判、行政裁判および刑事裁判によってこれを行つる。
- ③ ロシア連邦の裁判システム（制度）は、ロシア連邦憲法および連邦の憲法法律によってこれを定める。特別（非常）裁判所の設置は、これを認めない。

第 1 1 9 条

裁判官になることができる者は、満25歳以上で、高等法学教育を修了し、5年以上の法律専門職の実務経験を有するロシア連邦の市民である。ロシア連邦の裁判所の裁判官に対する追加的な資格要件は、連邦法律によってこれを定めることができる。

第 1 2 0 条

- ① 裁判官は、終身制である。
- ② 裁判官の権限は、連邦法律の定める事由と手続による場合にかぎり、これを喪失させ、または停止することができる。

第 1 2 1 条

- ① 裁判官は、不可侵である。
- ② 裁判官は、連邦法律の定める手続による場合の外は、その刑事責任を追及されない。

第 1 2 2 条

- ① 裁判官は、独立であり、ロシア連邦憲法および連邦法律にのみ従属する。
- ② 裁判所は、事件の審理にあたり国家機関またはその他の機関のアクトが法律に適合しないことを確認した場合は、法律にしたがって判決（決定）を下す。

第 1 2 3 条

- ① すべての裁判所における事件の裁判は、公開である。秘密法廷における事件の審理は、連邦法律の定める場合に、これを認める。
- ② 裁判所における刑事事件の欠席裁判は、これを認めない。ただし、連邦法律が定める場合は、このかぎりではない。
- ③ 裁判は、当事者主義および両当事者の同権に基づいてこれを行う。
- ④ 連邦法律に定めがある場合、裁判は、陪審員の参加のもとでこれを行う。

第 1 2 4 条

裁判所の財政は、連邦予算のみにより、連邦法律にしたがって、裁判の完全かつ独立の実現の可能性を保障しなければならない。

第 1 2 5 条

- ① ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦大統領、連邦会議、国家会議、連邦議会の両院の各5分の1の議員、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法権力および執行権力の諸機関の要求により、次の事項のロシア連邦憲法との適合性に関する事件を解決する。
 - 1) 連邦法律、連邦会議、国家会議、ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、およびその他の連邦国家権力機関の規範的アクト
 - 2) 共和国の憲法、ロシア連邦の構成主体の憲章、法律、ならびにロシア連邦の国家権力機関の管轄およびロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の共同管轄に關わるその他の規範的アクト
 - 3) ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の条約、ロシア連邦の相異なった構成主体の国家権力機関相互の間の協定
 - 4) 発効前のロシア連邦の条約
- ② ロシア連邦憲法裁判所は、次の権限紛争を解決する。
 - 1) 連邦国家権力機関の間の紛争
 - 2) ロシア連邦の国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間の紛争
 - 3) ロシア連邦の相異なった構成主体の最高国家機関の間の紛争
- ③ ロシア連邦憲法裁判所は、市民の憲法上の権利および自由の侵害に対する不服申し立てならびに裁判所の要求により、連邦法律の定める手続にしたがって、具体的事件に適用されまたは適用されるべき法律の憲法適合性を審査する。
- ④ ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦大統領、ロシア連邦の連邦会議、国家会議、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法権力機関の要求により、ロシア連邦憲法の解釈を与える。

- ⑤ 違憲であると認められたアクトまたはその個々の規定は、効力を失う。ロシア連邦憲法に適合しないロシア連邦の条約は、これを発効させ、適用することはできない。
- ⑥ ロシア連邦憲法裁判所は、21人の裁判官をもってこれを構成する。

第126条

ロシア連邦最高裁判所は、一般的管轄権をもつ民事事件、刑事事件、行政事件およびその他の事件に関する最高の裁判機関であり、連邦法律の定める手続形態によりこれらの裁判所の活動に対する裁判監督を行い、裁判実務の問題についての裁判上の解説を与える。

第127条

ロシア連邦最高仲裁裁判所は、仲裁裁判所によって審理される経済紛争およびその他の事件の解決に関する最高の裁判機関であり、連邦法律の定める手続形態によりこれらの裁判所の活動に対する裁判監督を行い、裁判実務の問題についての裁判上の解説を与える。

第128条

- ① ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官は、ロシア連邦大統領の提案に基づき、連邦会議がこれを任命する。
- ② その他の連邦裁判所の裁判官は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦大統領がこれを任命する。
- ③ ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所の権限、形成および活動の手続は、連邦の憲法法律によってこれを定める。

第129条

ロシア連邦の検察機関は、下級の検察官の上級の検察官およびロシア連邦検事総長に従属する単一の集権的システムを構成する。

ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦大統領の提案により連邦会議がこれを任命し、解任する。

ロシア連邦の構成主体の検察官は、連邦の構成主体の同意を得て、ロシア連邦検事総長がこれを任命する。

その他の検察官は、ロシア連邦検事総長がこれを任命する。

ロシア連邦の検察機関の権限、組織および活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第8章 地方自治

第130条

- ① ロシア連邦における地方自治は、住民による地方的意義をもつ諸問題を自主的にまたはその責任において解決することを保障し、公有財産の保有、使用および処分を保障される。
- ② 地方自治は、レフェレンдум、選挙、その他の直接的な意思表示の形態により、または選挙制もしくはその他も地方自治機関をとおして、市民がこれを実現する。

第131条

- ① 地方自治は、都市と農村の居住地およびその他の地域において、歴史的およびその他の地方的伝統を考慮して、これを実現する。地方自治機関の機構は、自主的にこれを決定する。
- ② 地方自治を実現する地域単位の境界変更は、当該の地域単位の住民の意見を考慮してのみ、これを認められる。

第132条

- ① 地方自治機関は、独立して、公有財産を管理し、地方予算を編成し、承認し、これを執行し、地方税および手数料を定め、社会秩序を保護し、ならびに地方的意義をもつその他の問題を解決する。
- ② 地方自治機関は、法律によって、そのために必要な物資および資金の交付を受けて一定の国家的権限を行使することができる。委譲された権限の実現は、国家の監督下に置かれる。

第 1 3 3 条

ロシア連邦における地方自治は、国家権力機関の採択した決定の結果生じた追加的支出に対し裁判的保護と補償を求める権利、ロシア連邦憲法および連邦法律の定める地方自治の権利の制限の禁止によって、これを保障される。

第 9 章 憲法の全文改正および一部改正

第 1 3 4 条

ロシア連邦憲法の規定の全文改正および一部改正の提案は、ロシア連邦大統領、連邦議会、国家会議、ロシア連邦政府、ロシア連邦の構成主体の立法（代表制）機関、および連邦議会のいずれかの院の代議員総数の 5 分の 1 以上の代議員グループがこれを行うことができる。

第 1 3 5 条

- ① ロシア連邦憲法第 1 章および第 9 章の規定は、連邦議会によってこれを改正することはできない。
- ② ロシア連邦憲法第 1 章および第 9 章の規定の部分改正に関する提案が、連邦議会のいずれかの院の代議員総数の 5 分の 3 によって支持された場合は、連邦の憲法法律にしたがって憲法議会を招集する。
- ③ 憲法議会は、ロシア連邦憲法の変更しないことを確認し、または新しいロシア連邦憲法の草案を作成し、この新しいロシア連邦憲法草案は、憲法議会が制定し、または全人民投票に付される。ロシア連邦憲法は、選挙人の過半数の参加を条件として、投票に参加した選挙人の過半数が賛成投票をしたときにこれを採択されたものとみなす。

第 1 3 6 条

ロシア連邦憲法の第 2 章ないし第 8 章の規定の改正は、連邦の憲法法律の採択の手続に準拠してこれを採択し、ロシア連邦の構成主体の 3 分の 2 以上の立法権力機関の同意の後にこれを施行する。

第 1 3 7 条

- ① ロシア連邦の構成を定めるロシア連邦憲法第 6 5 条の規定の改正は、ロシア連邦への加入およびロシア連邦における新しい連邦構成主体の形成に関する連邦の憲法法律、ロシア連邦の構成主体の憲法・法的地位の変更に関する連邦の憲法法律に基づいてこれを行う。
- ② 共和国、地方（クライ）、州、連邦的意義をもつ都市、自治州、自治管区の名称が変更された場合は、ロシア連邦の構成主体の新しい名称がロシア連邦憲法第 6 5 条に書き換えられる。

第 2 編 雜則および経過規定

1. ロシア連邦憲法は、全人民投票の結果に伴う公式発表の日からこれを施行する。
全人民投票の日をロシア連邦憲法の制定日とする。

同時に、1978年4月12日に制定されたロシア連邦－ロシア憲法（基本法）の効力は、後の改正および補正を含めて、これを失う。ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の構成する主権共和国の国家権力機関の間の管轄事項および権限の区分に関する条約、ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の地方（クライ）、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の国家権力機関の間の管轄事項および権限の区分に関する連邦条約、ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の国家権力機関の間の管轄事項および権限の区分に関する連邦条約、ならびにロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の構成主体の国家権力機関の間のその他の条約、ロシア連邦の構成主体の国家権力機関の相互の間の条約が、ロシア連邦憲法の規定に適合しない場合は、ロシア連邦憲法の規定が効力を有する。

2. この憲法が施行されるまでロシア連邦の領域において効力を有していた法律およびその他の法的アクトは、それがロシア連邦憲法に抵触しない部分において、これを適用する。
3. ロシア連邦－ロシア憲法（基本法）にしたがって選挙されたロシア連邦大統領は、この憲法が施行される日から、選挙されたその任期が満了するまでの間、この憲法の定める権限を行使する。
4. ロシア連邦大臣会議－政府は、この憲法の施行の日からロシア連邦憲法のしかるべき条文に定めるロシア連邦政府の権利を有し、義務および責任を負い、ロシア連邦政府と改称する。
5. ロシア連邦の裁判所は、この憲法の施行の日から、その定める権限にしたがって裁判を行う。

憲法の施行の後、ロシア連邦のすべての裁判所の裁判官は、選出されたその任期が満了するまでの間、その権限を保持する。欠員がある場合は、憲法第128条に定める手続により、これを補充する。

6. 陪審員の参加する裁判所による事件の審理手続を定める連邦法律が制定され、それが施行されるまでの間、従来の当該事件の審理手続が維持される。

憲法第22条2項の規定にしたがってロシア連邦の刑事訴訟法が適用されるまでの間、犯罪遂行の被疑者の勾留、拘禁および逮捕については従来の手続が維持される。

7. 地方（クライ）または州の構成に入る自治管区の当該の地方（クライ）または州との関係は、連邦法律、ならびに自治管区の国家権力機関と当該の地方（クライ）または州の国家権力機関との協定によってこれを規制することができる。
8. 第1期の連邦会議および第1期の国家会議は、2年任期でこれを選挙する。
9. 第1期の連邦会議の代議員は、ロシア連邦の構成主体の立法権力または執行権力の機関の長がこれを務めることができる。